

令和6年度経済金融活性化促進事業委託業務企画提案仕様書

1 委託業務名

令和6年度経済金融活性化促進事業委託業務

2 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 事業の目的

経済金融活性化特別地区（以下「特区」という。）制度をインセンティブとした効果的な企業誘致活動を実施するため、特区内企業の就業や人材育成に関する取組を支援し、ビジネス環境としての魅力向上を図る。

4 委託業務概要

ア 特区内企業への就業を促進するための学生、求職者向け事業

①特区内企業の見学ツアーの実施

②特区内企業との就職マッチングイベントの実施

イ 特区内企業就業者のビジネススキル向上のための人材育成事業

①特区内企業集合型研修の実施

ウ 特区内企業を周知する冊子の作成及び配布等

エ 事業効果の検証

5 企画提案書の内容

(1) 事業実施方針

求職者就業促進事業については、高校生・高専生・専門学校生・大学生等の特区内企業への就職につながる取組とし、かつ、事業終了後も各教育機関等と特区内企業間の連携が持続するような仕組みを盛り込むこと。

特区内企業就業者向け人材育成事業については、特区内企業就業者のビジネススキル向上及び経営課題の解決に資するもので、特区内企業の高度化や生産性向上につながる取組とすること。

(2) 実施体制

本業務を効果的かつ円滑に実行できる人員及び組織体制とし、役割分担を明記すること。
また、県との円滑な連絡・調整体制がとれるよう、全体を把握する担当者を配置すること。

(3) 実施事項

ア、イについては開催時期・場所、集客の取組、参加校数・企業数・参加人数等の目標を具体的に示すこと。

ア 特区内企業への就業を促進するための学生、求職者向け事業

① 特区内企業の見学ツアーの実施（3回以上）

より多くの学生等と企業が参画するよう工夫した提案内容とすること。

② 特区内企業との就職マッチングイベントの実施（3回以上）

県内大学等で実施し、より多くの学生等と企業が参画するよう工夫した提案内容とすること。

イ 特区内企業就業者のビジネススキル向上のための人材育成事業

① 特区内企業集合型研修の実施（10回以上）

情報セキュリティ、コミュニケーション、リーダーシップ、人材確保及び定着など企業の経営課題の解決に資する研修を実施すること。

特区内企業のニーズを踏まえつつ、初任者向け（5回）及び中核人材向け（5回）のカリキュラムを基本とするが、特区内企業の高度化や生産性向上に係るビジネススキルの向上及び特区内企業従業員間のネットワークづくりにつながる研修があれば提案すること。

ウ 特区内企業を周知する冊子の作成及び配布等

より多くの企業が参画するよう工夫した提案内容とすること。

エ 事業効果の検証

令和6年度は本事業の最終年度であることから、本年度を含む過去3年間の県の経済金融活性化促進事業の効果について、本事業の受講生や、受講生の所属企業等を対象にヒアリングを実施するなどして検証し、その考察結果を整理すること。

また、今後、より実効性のある施策検討の参考とするため、事業の成果に加え、課題の洗い出しやその改善案、望ましい支援のあり方等を分析すること。

なお、本項に記載した検証・分析については、8月下旬を目途に県に対して中間報告を行うこと。

(4) その他

業務目的に沿った効果的な業務の提案がある場合は、その理由も含めて記載すること。
また、名護市の特区に係る施策を踏まえ事業を実施すること。

6 経費の計上

(1) 経費の区分

本業務の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果のとりまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりである。

経費費目	内容
1 人件費	事業に直接従事する者（以下「従事者」という。）の直接作業時間に対する人件費（正職員と同等以上又は一定の経験がある者を臨時雇用する場合は人件費に計上し、事業に必要な業務補助を行う補助員（アルバイト等）の賃金は事業費に計上すること。） 【参考単価（沖縄県見積基準日額）】 ア 統括担当者（49,900円） 複数の高度な、業務に精通し、統括を行う。また、先例の少ない特殊な業務を担当する。 イ 専門員A（36,500円） 一般的な業務を複数担当し、高度な業務も担当できる。 ウ 専門員B（27,900円） 上司の指示をもとに、一般的な業務を担当し、基礎的資料を作成する。

2 事業費	
補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費 【参考単価（非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程）】 ア 時給930円（行政職給料表1号給） 補助的又は定型的な業務を行う。 ※健康保険料、厚生年金保険料等の事業者負担分及び通勤手当等の諸手当は別途。
報償費	事業を行うために必要な謝金（会議、講演会等に出席した外部専門家に対する謝金等）
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
需用費	事業を行うために必要な物品（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費や、事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費等
役務費	郵便料、運送代、通信・電話料、広告料、保険料等に関する経費等
使用料・賃借料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費や、事業を行うために必要な会議等に要する会場借料等
その他必要経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの
3 再委託費	県との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他者に行わせる（委任又は準委任する）ために必要な経費 ※仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も該当する。 （例）ソフトウェア開発、パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等
4 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費 （「1 人件費」＋「2 事業費」）×10/100以内で計上する（小数点以下切り捨て）
5 消費税	（「1 人件費」＋「2 事業費」＋「3 再委託費」＋「4 一般管理費」）×10/100

- (2) 各経費については、単価、数量、内訳等の見積条件を明記し、この事業を実施するに当たっての一切の費用を積算すること。
- (3) 各経費へ計上する際は、人件費等の消費税額が含まれていないものについては、その額を計上し、消耗品費や印刷製本費等のすでに消費税が含まれているものについては、消費税分を減額して計上する。消費税については、各経費を合計した後に乗ずること。消費税に小数点以下の端数が発生した場合、切捨てにすること。ただし、免税事業者である場合は、消費税が含まれているものについてもその額を経費として計上する。
- (4) 3万円以上の物品については、原則として購入せず、リース等で用意すること。
- (5) 直接経費として計上できない経費
- ア 建物等施設に関する経費
- イ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務

機器等)

ウ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費

エ その他事業に関係のない経費

7 業務進捗状況及び打合せ

業務の進捗状況や業務内容等に関する打合せを実施すること。打合せは原則として月1回とし、その他必要に応じて随時実施すること。

8 成果物について

(1) 報告書1部及び報告書の電子ファイル(CSVファイルを含む)を沖縄県に納品すること。

(2) 沖縄県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。

① 本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSVファイル(文字コード:UTF-8(BOM無し))も提出すること。(図・表等の集計前のデータを含む。)

② PDFファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。

③ 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。

※成果物に係る著作権者人格権を行使しないこと。

※成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。

ただし、本業務委託にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、提案者の費用をもって処理するものとする。

9 再委託の禁止について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務(「以下「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ沖縄県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督などの統轄的かつ根幹的な業務

ウ その他、沖縄県が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の相手方の制限

本業務の企画提案応募者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団との密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本契約の履行に当たり、乙が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

ア 上記9(1)に規定した契約の主たる部分以外の業務

イ その他、沖縄県が再委託により履行することができると決定した業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による甲の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

- | |
|---------------------|
| ア 資料の収集・整理 |
| イ 複写・印刷・製本 |
| ウ 原稿・データの入力及び集計 |
| エ その他、沖縄県が簡易と決定した業務 |

10 契約保証金について

本業務の委託契約を締結する際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の金額を沖縄県に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号^{※注}のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

※注 沖縄県財務規則第101条（抜粋）

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

11 その他

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 企画提案が選定された場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄県（商工労働部 IT イノベーション推進課）と協議すること。